

## よく使われる議会・行政用語

- 一般質問・・・議員が本会議で、議長の許可を得て市政全般について事務の執行状況、将来に対する方針などについて質問・提案することです。
- 質疑・・・・・・議題になっている議案などについて、わからない点や詳しく知りたい点を市長など議案提案者に問いただすことです。質疑は議題となっている事項に関してのみ行われ、一般質問とは異なります。また自己の意見を述べることはできません。
- 委員長報告・・・委員会での審査又は調査を終えた事件の経過と結果について、委員長が本会議において口頭で報告することです。
- 表決・・・・・・議員が議題に対して賛成、反対の意思表示をすることです。議長がこの表決をとることを「採決」といい、採決は議長の側から見た表現です。
- 意見書・・・・・・市民のみなさんの生活に直接関わることでも、国や兵庫県などの仕事の場合は、市だけでは解決できません。そのようなことに関して、議会の意思を意見としてまとめたものをいいます。意見書は地方自治法に基づき、国や兵庫県などに提出し、その実現を求めることができます。
- 条例・・・・・・市の法律ともいえる自主法のことで、地方公共団体は、国の法令に違反しない限りにおいてその事務に関する条例を制定することができます。制定・改正・廃止は議会の議決が必要です。
- 定例会・・・・・・定期的に招集される議会のことです。地方自治法で毎年条例で定める回数招集しなければならないと定められ、たつの市では、3月、6月、9月、12月の年4回、定例会を開きます。
- 臨時会・・・・・・定例会のほか、特定の事件に限ってこれを審議するために、臨時招集される議会のことです。

## 議会議員の寄付・あいさつ行為の禁止について

議員は、公職選挙法により、選挙区内（たつの市議会議員は、たつの市内）にある者に対して、時期にかかわらず、下の例外を除いて、すべての寄付が禁止されています。

議員に対し、寄付を勧誘したり要求すると処罰されることもありますので、市民の皆様には何とぞ議員の立場をご理解いただき、地域で行われる行事等で、会費や実費が伴うものについて議員を案内する場合には、会費を必ず明示していただくなどのご協力をお願いします。

### 禁止される寄付・あいさつの例

- ・病気見舞い
- ・地域の行事やスポーツ大会への差し入れ
- ・盆踊り、祭礼の寄付や差し入れ
- ・落成式、開店祝の寄付や花輪
- ・葬儀の花輪、供花
- ・本人が出席しない場合の結婚祝や香典
- ・入学祝、卒業祝、お中元、お歳暮
- ・年賀状、暑中見舞い等の時候のあいさつ状（答礼のための自筆を除く）

### 例 外

- 1 政党その他の政治団体、またはその支部に対する寄付
- 2 公職の候補者等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄付
- 3 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償（食事についての実費補償を除く。）ただし、任期満了日の90日前または選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の間に行われる政治教育集会については、実費補償をすることはできません。  
また、供応接待（飲食などを振舞ったり温泉に招待することなど）を伴う政治教育集会についても、実費補償をすることはできません。